

令和3年第1回大仙市議会定例会会議録第3号

令和3年3月5日（金曜日）

議事日程第3号

令和3年3月5日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（25人）

1番 古谷武美	2番	3番 三浦常男
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 石塚 柏	8番 富岡喜芳	9番 本間輝男
10番 藤田和久	11番 佐藤文子	12番 小笠原昌作
13番 小松栄治	14番 後藤 健	15番 佐藤育男
16番	17番 児玉裕一	18番 佐藤芳雄
19番 高橋徳久	21番 渡邊秀俊	22番 佐藤清吉
23番 高橋幸晴	24番 大山利吉	25番 鎌田 正
26番 高橋敏英	27番 橋村 誠	28番 金谷道男

欠席議員（1人）

20番 橋本五郎

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市 長	老松博行	副 市 長	佐藤芳彦
副 市 長	西山光博	教 育 長	吉川正一
代表監査委員	武田哲也	上下水道事業者 管 理 者	今野功成

総務部長	舩谷祐幸	企画部長	福原勝人
市民部長	和田義基	健康福祉部長	加藤実
農林部長	福田浩	経済産業部長	高橋正人
建設部長	古屋利彦	災害復旧事務所長	進藤孝雄
病院事務長	今久	教育指導部長	栗谷川学
生涯学習部長	藤嶋勝広	総務部次長兼 総務課長	佐々木隆幸

議会事務局職員出席者

局長	齋藤博美	参事	齋藤孝文
参事	富樫康隆	副主幹	佐藤和人
主任	藤澤正信		

午前10時00分開議

○議長（金谷道男） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は20番橋本五郎君であります。

○議長（金谷道男） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（金谷道男） 日程第1、本会議第2日に引き続き一般質問を行います。

6番秩父博樹君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 6番。

【6番 秩父博樹議員 登壇】

○議長（金谷道男） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） おはようございます。公明党の秩父博樹です。2項目質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

はじめに、色覚特性を持つ子どもへの配慮、色のバリアフリーについてお伺いいたします。

学校において通常使われているチョークの色は、色覚特性のある子どもには区別がつきにくいケースもあります。先生方は日頃から「子どもたちに伝わりやすく、分かりやすい板書」を工夫していらっしゃると思います。板書は子どもたちにとって、授業の内容を整理して理解し考えるために大切です。そのため、黒板に書いた文字が「子どもたちに見えていなかった」としたら、子どもたちにとっても、先生にとっても、大きな問題です。

色覚は色を感じ取り見分ける力で、人によって違いがあります。色覚に異常があると、赤色が青色や灰色に見えたりするのだそうです。そのような色覚特性をもつ子どもは、黒板に色分けされたチョークの文字の色の違いを認識することが難しいという場面もあります。色覚には多様性があり、色の見え方の傾向で分けると五つのグループに分けられ、一般的な色覚であるのがC型で、色覚特性の対象者のほとんどを占めるのがD型とP型といわれる二つのグループに入るそうです。

色覚特性は、男性の20人に1人（5パーセント）、女性の500人に1人（0.2パーセント）という割合で存在するといわれておりますが、板書の見やすさ、分かりやすさは、子どもたちの学習意欲にも関わるもので、とても大切なことであり、色覚特性に影響されない学習環境を整えることは重要であるというふうに考えます。社会全体で子どもたちの色覚や学習環境について考え、改善できる点は改善し、『色のバリアフリー』の一步前進を期待したいと思います。まずは学校教育の現場において、色覚に配慮し、カラーユニバーサルデザインの認証を受けたチョークの導入をご検討いただきたいというふうに考えるものですが、市当局のご所見をお伺いいたします。

○議長（金谷道男） 1番の項目に対する答弁を求めます。吉川教育長。

【吉川教育長 登壇】

○教育長（吉川正一） 秩父博樹議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、色覚特性を持つ子どもに配慮したチョークの導入についてであります。各学校では子どもたちの学力定着のため、伝わりやすく分かりやすい板書構成に心掛けるとともに、学習全体をユニバーサルデザイン化した授業実践に努めているところであります。

色のバリアフリーにつきましては、平成14年に定期健康診断の必須項目から色覚検査が削除されましたが、平成26年に文部科学省から、児童・生徒が色覚の特性を知らないまま不利益を被ることがないように、色覚に関する項目を追加する等の通知がありま

した。それを受け、本市では平成28年から全小・中学校で色覚検査を実施しております。

今年度の検査結果によると、本市における色覚特性を持つ児童・生徒の割合は約1パーセントとなっております。また、市内の小・中学校のうち、6校が既にカラーユニバーサルデザインの認証を受けたチョークを使用して色覚特性のある児童・生徒に対応しております。

今後、市教育委員会といたしましても、全小・中学校に対しまして、学校の実態に応じてカラーユニバーサルデザインの認証を受けたチョークを積極的に購入するよう指導してまいります。

以上です。

【吉川教育長 降壇】

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 秩父博樹君。

○6番（秩父博樹） 今のご答弁で、平成14年から26年まで一旦検査が無くなって、大仙市としては平成28年からまた実施しているというふうなお話でした。全体で市としては1パーセントということで、男女平均でだと思いますけど、全国平均よりも今聞いた感じでは低いのかなというふうに伺ったところです。

今、小・中全体で今32校ですね、新年度からは30校になりますけど、今6校で既に導入されているということで、まずはその1パーセントというのがこの6校に限られているものなのかという部分お伺いしたいと思います。

それから、6校で導入されているということですけど、先程の答弁でこれからしっかりほかの学校にも導入していくというふうな答弁というふうに伺ったところですけど、それぞれの先生方個人で今のところ準備されているのかなというふうに思うんですけど、できればそこにしっかりした公費で充てがっていただきたいというふうに思います。実際のチョークよりも高価で、約倍ぐらいするかと思うんですけど、倍ぐらいといっても私の知ってる限りだと1箱72本入りで千円ぐらいのが普通ですけど、これだと確か2千円ぐらいかと思うんですけど、全体で見るとそんなに、極めてそんなに高価なものではないのかなというふうにも思いますので、その辺も含めて是非公費でその色覚特性の生徒のいるところには、公費でしっかり準備していただきたいと思いますので、その辺

についてお伺いいたします。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。吉川教育長。

○教育長（吉川正一） 秩父博樹議員の再質問にお答え申し上げます。

まず学校ですが、32校中17校にですね、そういった色覚特性のある子がおります。まずそのうち6校ということで、まず全ての学校でこのチョークを使っている状況ではないんですが、ただ、教育委員会としての指導としてですね、白と黄色のチョークは、まずそんなに問題なくですね、全ての子が分かるという、私も学校訪問等で回った場合はですね、そういったお子さんもいらっしゃるの、あまりいろんな色を使わずにですね、まず白と黄色、それから、そういったチョークもあるようなので使うようにというふうに指導をしているところでございます。

昔はね、緑とか、それから赤とかですね、やっぱりいろいろ使う先生もいっぱいいたんですが、最近では白と黄色を主体にやっている状況です。

それから、お金の面、価格の面ですが、いろいろ調べたら、そんなにですね、大量に購入するとそんなに価格差はないみたいでございまして、チョークは先生方それぞれが購入ではなくて、学校予算として措置されておりますので、その辺は教育委員会としても責任を持ってですね、確保したいと思っております。

いずれ色覚特性を持つ児童・生徒への配慮も含めまして、障がいや特性等の有る無しに関わらず、全ての子どもたちが分かりやすく集中しやすい、いわゆるユニバーサルデザインによる環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 秩父博樹君。

○6番（秩父博樹） ありがとうございます。是非今のその、SDGsの観点からも、誰一人取り残さないという観点からも、是非その、一人でもそういう困った生徒がいるのであれば、しっかり対応するようにお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（金谷道男） 次に、2番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） 次に、3歳児健診における弱視の早期発見についてお伺いいたします。

冒頭、子育て中のある保護者の方からの声をお伝えします。「我が子は、小学校入学前の就学時健診で受けた視力検査で再検査となり、弱視であることが分かりました。その段階で、治療用眼鏡を掛けさせましたが、視力はあまり上がっていない状況です。眼科医の先生からは、『もっと早い段階で気づき、治療を開始できていたら、視力が上がる可能性は違ってくる』と伺いました。弱視の子を持つ保護者の中には、なぜもっと早く気付いてあげられなかったのかと自分自身を責める方もみえます。」とのお話でした。

日本弱視斜視学会のホームページに記載されています文言を引用して、弱視の説明をさせていただきます。

「弱視」という言葉は、「通常の教育を受けるのが困難なほどの低視力」という意味で一般的に使われていますが、医学的には「視力の発達障害によって起きた低視力」を指し、眼鏡を掛けてもよく見えない状態を「弱視」というふうに呼びます。

また、日本眼科学会のホームページによると、もともと人間は生まれた時からはっきりものが見えているのではなく、生まれた後に外界からの適切な視覚刺激を受けることによって発達します。外界からの刺激によって脳の神経回路が集中的に作られる時期のことを感受性期といいます。人間の視覚の感受性は、生後1カ月から上昇し始め、1歳半頃にピークに達し、その後徐々に減衰して、大体8歳頃までに消失すると考えられています。視覚の感受性期がピークを過ぎると治療に反応しにくくなるため、弱視の治療効果にも影響しやすい時期というふうにいえます。

平成29年4月7日付の厚労省の通知「3歳児健康診査における視力検査の実施について」は、次のようにあります。「子どもの目の機能は生まれてから発達を続け、6歳までにほぼ完成しますが、3歳児健康診査において強い屈折異常（遠視、近視、乱視）や斜視が見逃された場合に、治療が遅れ、十分な視力が得られないとの指摘がなされています。」、また、そのことを「周知すること」との記載があります。

視力は、成長に伴って発達し、6歳で大部分の子どもが大人と同じ視力を持つとされていますが、正常な発達が妨げられると弱視になります。しかし、視力の発達時期に早期治療を開始することで、視力の大幅な回復が期待されるそうです。

現在、本市では、各家庭で「ランドルト環」を用いて保護者自身が視力検査を実施し、アンケートに記入の上、健康増進センターに持参するという方式になっております。

「ランドルト環」とは、アルファベットのCのようなマークで、皆様も片目を隠しながら、Cのような形の輪の切れ目の向きを右・左や上・下などとお答えになった経験がお

ありかと思えます。検査の際、保護者が異常を察知できた場合や、何らかの不安を相談できた場合は、健康増進センターで個別に対応していただき、更なる精密検査のため、眼科医への受診を推奨してござっております。しかし、日本眼科学会によると、弱視の子どもは、もともと見えにくい状況が当たり前として育っているため、「見えない」とか「見えにくい」というように訴えることがほとんどないそうです。また、片目だけ弱視の場合、片方の目が見えていると、もう一方の異常に子ども自身も保護者も気付きにくいようです。

視力検査が上手くできなかった場合や、異常を見逃す可能性、子どもがうまく答えられなかったり、検査をすり抜けてしまうこともあります。だからこそ、この3歳児健診における視力検査の位置付けは、「見る力」が発達するこの時期に、将来を見据えた上で治療を開始できるか否か、重要な節目になるのではないのでしょうか。

そこで1点目ですが、本市において過去5年間の3歳児健診における視力検査の状況についてお知らせ願います。

また、3歳児健診における視力検査は、視力の検査のみではなく、近視・遠視・乱視・不同視・斜視・瞳孔不同などを見つける機会となり得るため、屈折異常検査の大切さについて保護者へさらなる啓発が重要ではないのでしょうか。視覚異常の早期発見が視力向上につながる大切な機会であること、また、この機会を逃すことによって治療が遅れ、十分な視力が得られないということを、どれだけの保護者が認識されていらっしゃるのでしょうか。だからこそ、この啓発の必要性、周知を図っていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで2点目ですが、保護者への屈折異常検査の重要性の周知及び啓発について、どのように考えておられるのか伺います。

また、3歳児健康診査について、日本小児眼科学会では、提言の中で視力検査に加えてフォトスクリーナー等を用いた屈折検査の実施を推奨しております。それは、手持ち自動判定機能付きフォトスクリーナー装置というもので、一眼レフくらいの大きさです。カメラで撮影するように、子どもの目元を写し出し、屈折異常や斜視などの両目の状態を発見するスクリーニングの効果も高く、保護者の膝に乗ったままでも検査が可能で、受診者の負担が少ないことが特徴です。6カ月齢以降の乳幼児から成人まで、近視・遠視・乱視・不同視・斜視・瞳孔不同の検査を短時間で、負担もなく検査が可能で、眼科医や視能訓練士などの専門職でない方でも検査を実施することが可能です。子どもたち

には数秒間、小鳥のさえずりのような音がするカメラに似た機器を見つめてもらうだけで、負担もなく検査を受けることができ、結果は自動的に数値で示され、スクリーニング成功率は97パーセントとされております。

そこで3点目ですが、3歳児健診の視力検査においてフォトスクリーナーの導入を提案するものですが、いかがでしょうか。ご所見をお伺いします。

以上です。

○議長（金谷道男） 2番の項目に対する答弁を求めます。西山副市長。

【西山副市長 登壇】

○副市長（西山光博） 質問の、3歳児健診における弱視の早期発見についてお答え申し上げます。

はじめに、過去5年間の3歳児健診における視力検査の状況につきましては、毎年500人前後のお子さんが検査を受けており、このうち、眼科への紹介状を発行されたお子さんは5年間で5人です。いずれも専門の医療機関を受診し、その後の治療等に結び付いております。

次に、保護者への屈折異常検査の重要性の周知につきましては、市といたしましても、視覚異常の早期発見・早期治療が重要と考えていることから、保護者には、乳幼児健診や子育てアプリ等の様々な機会を捉えて、今後とも視力検査の重要性の周知及び啓発を行ってまいります。

次に、健診時におけるフォトスクリーナーの導入につきましては、3歳児健診で実施しているランドルト環による検査やアンケートチェックにフォトスクリーナーを加えることが、弱視や斜視の早期発見のために望ましいと言われております。しかしながら、集団健診会場でフォトスクリーナーを用いた検査を実施するためには、暗室の確保やスタッフの増員、待ち時間が長くなるなど、現在行っている会場や流れ、1回の健診の対象人数を減らすなどの見直しが必要となります。また、日本弱視斜視学会の運用マニュアルには、偽陽性が多く検出されるなどの課題も報告されております。

加えて、フォトスクリーナーは、本体の購入費用が1台120万円と伺っております。今後、フォトスクリーナーを導入した先進事例などの情報を収集し、医師会等とも相談しながら、視力検査を総合的に研究してまいりたいと考えております。

以上です。

【西山副市長 降壇】

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 秩父博樹君。

○6番（秩父博樹） 過去5年間で毎年大体500人前後ということで、それで5人、この数字がちょっと高いか低いかっていうのは、ちょっと私のところではちょっと分からないんですけど、いずれ懸念されるのが、このランドルト環を用いてやっている検査で、すり抜けが起きていなければ、それはそれでいいと思うんですけど、スクリーニング率の精度ですかね、そこがやっぱり肝になってくるかなと思います。今回そのやり方の一つとしてこのフォトスクリーナーというのを提案させていただいたんですけど、要はそこで引っ掛からない人がいるのであれば、ちょっとそれは引っ掛かるようにした方がいいなということで、スクリーニング率97パーセントという、私の調べたところですけど、そういうことでしたので提案させていただいたんですけど、ただ、今の副市長のご答弁ですと、偽陽性、そういうのもあるということで、ちょっと私そこ勉強不足でした。その辺もあるようですので、あと1台120万ですか、安くはないですね、120万だと。そういうことも勘案しながら、今、この後のやり方というのは考えていただくということですけど、実際ただ、自治体としてこれ取り入れているところもありました、調べたところですけど、栃木市とか高知市とか、あと、船橋市だとか、そんなに多くはないかなというふうに伺ったところですけど、その辺のやっててどうなのかっていうのも研究していただいて、いずれこれ、目的というのは導入するかしないかではなくて、そういう見落としがないようなその体制づくりというのが重要だというふうに考えますので、今後また先程の答弁のとおり、研究していただいて、見落とさない、今のやり方で絶対見落とししないというのであれば、それはそれでいいと思いますので、その辺について今後も研究続けていただくことをお願いして私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（金谷道男） これにて6番秩父博樹君の質問を終わります。

【6番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（金谷道男） 次に、11番佐藤文子さん。

（「はい、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 11番。

【11番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（金谷道男） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○11番（佐藤文子） おはようございます。日本共産党の佐藤文子です。通告に従い、早速質問させていただきます。

はじめに、介護予防・日常生活支援総合事業についてお尋ねいたします。

介護保険制度が始まり20年となりました。3年に一度の見直しで、この4月からは第8期事業計画が始まります。見直しのたびに保険料は引き上げられ、第8期の保険料基準額は、制度開始時の約5倍となる年額8万400円となります。

また、介護保険のこの20年は、社会保障費削減路線のもとで様々な保険給付費抑制と利用者の負担増を繰り返してまいりました。

介護施設の食費、居住費の原則自己負担化、その際導入した低所得者の負担軽減の仕組みである補足給付について、一定額を超える預貯金のある人や障害年金など非課税年金も所得に算定し、一定額を超える人を除外する。また、この8期では、特別養護老人ホームの多床室に入所されている方については、非課税世帯であっても年金収入120万円を超える方の食費は月2万2千円も引き上げられ、月4万2千円にされるようになります。さらに要介護認定で要支援1、2に対するホームヘルプやデイサービスは、介護保険給付の対象から市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業、以下「総合事業」といいますけれども、この総合事業に置き換えられました。総合事業による支援は、保険給付よりも単価が低く設定されております。この4月からは、要支援ばかりではなく要介護と認定された方についても、本人が希望して市町村が認めれば総合事業の対象とするとのこととなります。

住民主体による支援となるサービスBや移動支援のサービスDに限定したメニューで総合事業が始まるようではありますが、希望や同意をてこに、介護保険サービスの後退や打ち切りにつながる改悪と言えらると思います。

今回は、本格実施から3年の総合事業について、要望を含め2点お尋ねいたします。

最初に、コロナ禍における総合事業の実施状況についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、外出自粛など迫られる中で総合事業にも及んでいると思われませんが、現状について伺います。

総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業については、介護保険事務所から介護事業所に委託して行う予防給付相当のサービスと、市が実施する基準を緩和したサービスの、それぞれの利用状況をお聞かせ願います。

また、一般介護予防事業は、多くのメニューがありますが、実施回数や参加者、団体の多い事業など、幾つかのメニューの実施とその利用状況を伺います。

併せて、それらが新型コロナウイルス感染症の影響によるものなのかどうか、どのように及んでいるのかも含めてお尋ねいたします。

二つ目には、市が実施する基準緩和サービスの受け入れ事業者の現状と事業者支援のための利用単価の引き上げについて要望いたします。

要支援者が受ける介護予防・生活支援サービス事業は、本人の選択により、介護予防サービス相当の訪問・通所サービスと市の実施する緩和した基準による訪問・通所サービスであります。多くの利用者が介護予防サービス相当、従前相当のサービスを受けているとのことでもあります。緩和した基準によるサービスの利用単価は、前段で述べましたように介護保険の予防給付サービス単価よりも低く設定されていることから、受託する事業所にとっては収入が少なくなり、実施当初は受け入れ事業所の確保に苦労したものと記憶しております。大仙市では、訪問型サービスA単独の利用単価は1,500円で、利用者負担はその1割から3割、また、通所型サービスA単独の利用単価は2,600円で、利用者負担は1割から3割となっております。仙北市や美郷町でのサービス内容と利用単価は、それぞれ異なり、単純に比較できるものではありませんので、ここでは述べませんが、大仙市の通所サービスA単独事業の委託先は、今年度でこの事業から撤退するという話も伺っております。通所型サービスA単独事業は、平成30年度の実績が101人、2,896回でありましたが、令和元年度には5,600回と大幅に増加しております。この通所型サービスAにつきましては、今後も増加が見込まれる事業であると思います。事業所の運営に支障を来すことなく、快く受け入れていただくために、それぞれのサービス単価を見直しし、低い単価は引き上げる必要があるのではないかと思います。引き上げ分は市独自に事業推進支援費として設定し、利用者の負担増とならないように、自己負担増とならないよう配慮をしながら見直しを図っていただきたいものだと思いますが、これへの見解を求めます。

以上で1番目の質問を終わります。

○議長（金谷道男） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の一つ目の発言通告であります介護予防・日常生活支援総合事業に関する質問につきましては、健康福祉部長に答弁させますのでよろしくお願いたします。

○議長（金谷道男） 加藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（加藤 実） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、介護予防・日常生活支援総合事業についてであります。はじめに、コロナ禍における総合事業の実施状況につきましては、現行相当サービスの訪問型サービスにおいて、令和2年1月から12月までと平成31年1月から令和元年12月までを比較しますと、令和2年は延べ3,050件で、前年比較は74件の増、同じく通所型サービスにおいては、令和2年は延べ7,440件で、前年比較は731件の増となっております。

また、市が実施する基準を緩和したサービスの訪問型サービスA単独型の実績は、令和2年は延べ1,152件で、前年比較117件の増であります。同じく通所型サービスA単独型では、令和2年は延べ4,777件で、前年比較105件の減となっておりますが、これは新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和2年3月の1カ月間利用休止した影響によるものであります。

一方、一般介護予防事業の主なものとしましては、これまでの複数の教室を統合した「だいせん運動教室」を今年度から新たに実施したところ、コロナ禍に伴い縮小開催となったにもかかわらず、参加者からは「教室で学んだ内容を、是非自宅や地域の通いの場でも継続したい」と、今後の介護予防につながるご感想をいただいております。

また、「地域高齢者健康教室」を継続して開催しており、令和2年の開催回数は11回、参加者数は296人で前年より63人の増となっております。

このような状況から、コロナ禍において感染予防を徹底した開催と、感染状況により開催時期を見直すなどの工夫により、利用中止のため実績が減少したサービスも一部ありますが、多くのサービスが定着して、おおむね実績が増加していることから、新型コロナウイルス感染症の影響は、さほど受けていないものと見込まれます。

次に、基準緩和型サービスの受け入れ事業所の現状と利用単価引き上げにつきましては、訪問型サービスA単独型の実施事業所は、大仙市シルバー人材センターとJA秋田おぼこの2事業所、通所型サービスA単独型の実施事業所は、県南ふくし会と大仙市社会福祉協議会の2事業所であります。

なお、大仙市社会福祉協議会で実施している通所型サービスA単独型につきましては、令和3年4月1日から大仙美郷介護福祉組合に事業が引き継がれる予定となっております。

また、事業者支援のための利用単価の引き上げにつきましては、単価設定は現行相当サービスなどを基準にした経緯があり、介護報酬改定に伴いサービスA単独型の単価の見直しを行ってきております。

他の介護保険サービス単価との兼ね合いや自己負担額、あるいは近隣市町村と比較しても、現時点での単価の引き上げは難しいものと考えております。

今後につきましては、総合事業の安定した各種サービスの提供を行い、さらには、令和3年度から住民主体の通いの場である通所型サービスBを新たに実施する予定であり、利用者におかれましても、今後ますます多様なサービス利用拡大が図られていくものと考えております。

以上です。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 佐藤文子さん。

○11番（佐藤文子） 通所型サービス、これは前年より減っているという、このコロナの影響もあるようですけれども、今回の社会福祉協議会から別のところに委託するというふうなことは、今回のこのコロナの影響もあるというふうに見ておられますかということの一つ。

それから、この総合事業の中で訪問型Aのサービスが始めた頃に比べて、通所型サービスと比べても、そう大きく増えていないという現状があると思います。総合事業が始まる前は、従来の訪問介護を利用していた要支援の方々が260人程いらっしゃったわけでありましてけれども、この総合事業で実施しているこの数十人、五、六十人というふうな方々を除くそのほかの皆さんが、いわゆる介護保険事務所で委託をしている従来型の訪問介護、予防介護を受けておられるのかどうか、この点についてお尋ねいたします。

それから、利用料の単価の見直しについてですけれども、最初の質問では述べませんでしたけれども、仙北市が非常に単価を高く設定して始めた経緯もあるようです。市町村それぞれ独自に設定することのできるそうした事業でありますけれども、各事業所でこれをやればやるほど収入が減るわけではありませんけれども、いわゆる職員の人件費、施設の維持費、それから事業の実施に当たって、単価が低ければやっぱりなかなか実入りが大変少ないというふうなことで、この総合事業の受け入れ施設に大変難儀した経緯はあったわけですが、大仙市はこの利用単価は仙北市と比較しましてもかなり低いとい

うふうに見ております。いろいろこの介護保険事務所の方からちょっと資料をいただいた中で確認した点なんです、そのために私は今回、利用単価を見直しし、単価の引き上げをするべきではないかと、しかも利用者さんの負担増をこれ以上に求めることはできませんので、高齢者福祉というふうな立場から利用料、施設に対する利用単価の引き上げというふうなことを是非求めたいと思ひまして質問させていただきましたが、もう一度この点をお聞きしたいと思ひます。

以上3点ほど伺ひましたが、よろしくお願ひします。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。加藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（加藤 実） 佐藤文子議員の再質問にお答へ申し上げます。

はじめに、社会福祉協議会が大仙美郷介護福祉組合に事業が引き継がれるという件が、コロナの影響かどうかというようなことでありましたけれども、これは施設そのものが大仙美郷介護福祉組合の方に移譲するということでありまして、建物は市からその組合に引き継がれるということになります。そのタイミングでありまして、もともと施設でいろいろなサービスをやられているところでもありますので、真森苑の方で引き継いでいただくということで伺ひております。決してコロナの影響ということではないというふうに見込んでおります。

それから、二つ目の従来型の現行相当サービスですね、それと市の緩和型のサービスと、この比較の件でありますけれども、やはり緩和型ということで料金を安く利用できるということで、移行が進むものかというふうにご考慮のことでもありましたけれども、やはり利用者からしますと、今まで面倒になっていたそういった施設の方から引き続きサービスを受けたいというふうな方も多数おられるようであります。そうした意味合いも含めまして、利用者の方が選択できるということでもありますので、それはそれでよろしいことじゃないかなというふうには思ひております。

それから、三つ目の例えば仙北市との比較のお話ありましたけれども、単価の引き上げであります。

まず、単価の比較というところでもありますけれども、サービスそのものの比較をしていかなないと、この同じ土俵に上がらないのかなと思ひまして、ちょっと申し上げますけれども、例えば訪問型Aにつきましては、大仙市1,500円というような利用単価であります。仙北市はどうかといいますと同じ1,500円であります。美郷町はやっておりません。サービスそのものを実施しておりません。それから訪問型Cになりますと、例

えば大仙市の場合は大曲中通病院さんをお願いして、これはリハビリを兼ねたという形で訪問していただくということでもありますので、そういった資格のある方がやっていただくということで、この利用単価は7,840円と高く設定なっております。ちなみに仙北市、それから美郷町は実施しておりません。それから、通所型のAでありますけども、これも先程来、県南ふくし会、それから社協の方に委託している件でありますけども、この通所型Aに限りましては大仙市のみ実施しております、仙北市、美郷町は実施しておりません。それから、比較できるものとして通所型C、これがありますけれども、これは2市1町ともやっておりますけども、これに限りましては確かに大仙市が4,020円という低い価格になっております。ただ、自己負担が1割ということで、それぞれ仙北市、美郷町も同じように1割負担ということになっておりますので、高く設定していれば自己負担も高いというようなことでございます。そういうことで、大仙市の場合は、これも中通リハビリということもありまして、大曲中通病院さんをお願いしているわけですが、まずこういったことで単価の引き上げを求められているものではありませんけれども、状況を見ながら今後の研究材料にさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 佐藤文子さん。

○11番（佐藤文子） 最初に、コロナの影響によるものではないという、撤退がそうじゃないというふうなことを確認できましたが、今度受託されるどころ、社協はこれまで、まず各地域に社会福祉協議会というのがありまして、サービスの実施をどこでやっていたのかはちゃんとつかんではおりませんけれども、今度受託するところは仙北地域になるわけですが、大仙市全体に利用者さんがそれぞれいらっしゃると思えますけれども、これまでのような送迎やそういうふうなことで、かなり効率の面で悪くなる部分もあるのではというふうに思うと、しっかりまず今受けている皆さんが、その真森苑の方でちゃんとこのサービスを受けられる体制になっているのかどうかというところ、これまでの社会福祉協議会で全域で実施してきたこのサービスが、しっかりと行われるのかどうかということもちょっとお願いいたします。

○議長（金谷道男） 再々質問に対する答弁を求めます。加藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（加藤 実） 佐藤文子議員の再々質問にお答え申し上げます。

先程の社協から組合の方に引き継がれるというサービスでありますけども、これは仙北地域の今、紫陽花館というところで、社協もそこでやっているということでありまして、同じ場所で引き継がれると、サービス内容も低下しないようにということをお願いしてまいりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（金谷道男） 次に、2番の項目について質問を許します。

○11番（佐藤文子） 2番目に、低所得者に対して灯油代を助成できないかということについて要望申し上げます。

2月初めに、一人暮らしの高齢の女性から電話で要望が寄せられました。年金8万円程度で節約しながら暮らしています。市の除雪サービスチケットやのりのりきっぷもしっかりいただいて、とてもありがたいと思っています。しかし、今年は大雪で雪下ろし費用も掛かり増しとなり、とても寒いので暖房費が掛かっております。室温を15度に設定しても月1万9千円の灯油代が掛かっています。是非灯油代の助成をお願いしたいというものであります。

新型コロナの影響で、長期にわたる自粛生活を送っている皆さんの多くが、灯油に限らず電気代や水道、下水道代など、掛かり増しになっているものと思われまます。特に低年金の方々にとっては、これらの負担が余計重くのしかかっていることと思います。是非この願いに答えて、低所得世帯への灯油代助成を実施するよう求めるものであります。

秋田県では、補正予算で住民税非課税世帯と子育て世帯を対象に、居住地域での利用商品券を配布する予算ということで35億6,908万円を計上されたようであります。これを実施するのがいつなのかどうかは明らかではありませんけれども、この灯油代の要求は、是非この季節を逃さず、配布していただけない、実施していただけないものかと思うわけです。生活支援として、市独自の支援策として、早めの対応を願うものでありますが、これへの見解を求めます。

以上です。

○議長（金谷道男） 2番の項目について答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の、灯油代助成についてお答え申し上げます。

市では、平成19年度と25年度において、急激な灯油価格の高騰を受け、市民税非

課税の高齢者のみの世帯へ、灯油購入助成券を交付した経緯がございます。

今冬は、過去のような灯油価格の高騰は見られませんでした。記録的な大雪やコロナ禍での不要不急の外出自粛により自宅で過ごされる時間が長く、灯油代だけではなく電気、上下水道料金などの経済的負担が増加した世帯は、高齢者世帯に限らず多かつたものと思われまます。

こうしたことから、市では、重度障がい者や高齢者を在宅で介護している世帯、18歳以下の子どもがいる子育て世帯などへの生活支援策を実施してきたところであります。

今後につきましても、昨日、藤田和久議員並びに小笠原昌作議員の一般質問に対して答弁いたしましたとおり、国・県の施策も踏まえながら、地方創生臨時交付金を活用した効果的な支援策を検討、実施し、市民の皆様の生活を支援してまいりたいと考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 佐藤文子さん。

○11番（佐藤文子） 実施時期がいつになるのかは明確には示されませんが、いずれ生活支援策として実施するというふうな表明だというふうに思っておりますけれども、灯油代も含めて電気代、水道代、掛かり増しになっているこのコロナ対策の一環として、早めを実施していただきたいというふうなことから、国・県の実施状況、これは前倒しをして市独自に実施するというふうなことはできないものなのではないでしょうか。もう一度その点をお願いいたします。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、県の今、考えている生活応援事業につきましては、8月の配布といいますかね、そういう計画だということですので、私どもにとりましては少し遅いというふう感じております。ですから、昨日申し上げたとおり、4月の下旬頃になると思っておりますけれども、補正予算を上程させていただきたいというふうに考えておりますが、その中で経済対策、それから市民の皆さんの支援策、生活支援、両方をですね、何とか議会の方に提出できればというふうに今調整させていただいているところであります。そして、5月中にはというふうな形に、市の方の単独の事業についてはそうした形になると思

ます。もちろん県の事業については、しっかりと市も協力させていただいて、ですから、この生活応援の関係については二段階、市のまず単独、そして県の事業と、そういうふうな二段階になるのかなというふうに考えておりますけれども、あまり地域商品券などで混乱が起きないような形で実施したいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） これにて11番佐藤文子さんの質問を終わります。

【11番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（金谷道男） 一般質問の途中であります。この際、暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。

午前10時57分 休 憩

.....
午前11時10分 再 開

○議長（金谷道男） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、14番後藤健君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 14番。

【14番 後藤健議員 登壇】

○議長（金谷道男） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○14番（後藤 健） 大地の会の後藤です。通告に従い質問をいたしますが、実は先般、当大地の会と公明党さんの2会派で今冬の豪雪により被害を受けた農業施設と排雪の状況、それに雪捨て場などを視察してまいりました。今回の一般質問は、その視察した上での質問となりますので、前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは一つ目、暴風雪等による農業施設への被害支援についてです。

今冬は記録的な豪雪となり、当市においても除雪作業中の事故により死傷者が報告されたほか、家屋やビニールハウス等農業施設の倒壊や損壊などの被害が約400件発生するなど、大きな爪痕を残しました。被害に遭われた皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。

さて、先に述べたように、私ども大地の会と公明党さんの2会派合同で被害状況の視

察を行い、雪の重みによりビニールハウスが押しつぶされるなどした豪雪被害の悲惨な状況を目の当たりにしてまいりました。私たちが視察した農家の方は、平成26年に市の新規就農者研修施設を修了した30歳のいわゆる若手農業者でありました。意欲を持って新規就農者研修施設に通い、希望を持って農業に取り組んでいる若手農業者が、雪により軒並みつぶされたビニールハウスを見て、大きなショックを受けたであろうことは想像にかたくなく、視察をした私たち2会派の議員一同としても、これから再建への道のりを考え、大きな展望を持って農業に取り組もうとしていた若手農業者の営農意欲が削がれるのではないかとの危惧を抱いたところでありました。

そこで質問いたしますが、市としても国や県の支援に上乗せする形で雪害対策緊急支援事業として、最大で16.6パーセントの支援を予定しているとのことでありましたが、将来の大仙市農業を背負って立つ若手農業者、例えば認定新規就農者や大仙市の新規就農者研修施設を修了し、意欲を持って農業に取り組んでいる農業者、あるいは大仙市農業の未来を担う若手農業者として表彰をしている大仙市農業元気賞の受賞者を対象に、営農意欲を維持し、今後も意欲を持って農業に取り組めるよう応援する意味も込めて、先程の支援事業にかさ上げして支援すべきと考えますが、市当局の見解を伺います。

○議長（金谷道男） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 後藤健議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、暴風雪等による農業施設被害への支援についてであります。今冬の12月中旬からの記録的な降雪により、県内では内陸南部を中心に積雪量が例年を大きく上回り、本市においては、ビニールで被覆していない状態の水稲育苗用パイプハウスや園芸用パイプハウスに多くの被害が発生いたしております。

3月1日現在の被害の内訳としては、水稲育苗用が286棟、園芸用が106棟、その他施設を合わせ429棟が全壊または一部損壊し、地域別では、大曲地域が46パーセント、次いで南外地域が17パーセントを占めており、これまでにない被害となっております。

また、被害状況につきましては、企画産業常任委員会所管事務調査等により視察していただいたところであります。

今後被害を受けたパイプハウス等の復旧に当たっては、国・県・市が連携し、規模拡大に向けた再建については経費の6割を、国の補助事業に該当しない場合でも経費の5

割を県と市が支援をし、再建を後押ししてまいりたいと考えております。

加えて、本市独自の支援として、かつてない豪雪により災害救助法が適用されるなど、農業生産施設被害が甚大となったことを重く捉え、農業者の意欲が削がれることなく継続して農業経営に向かえるよう、国・県・市による協調助成分とは別に、市単独で一律5パーセントのかさ上げ支援を考えております。

また、大仙市農業をけん引していく若手農業者の負担軽減を図るため、ご指摘のありました「大仙農業元気賞受賞者」「認定新規就農者」及び「新規就農者研修施設修了者」に対しては、さらに5パーセントをかさ上げし、合わせて10パーセントの支援を実施したいと考えております。

また、パイプハウスの損壊により、農作物に被害を受けた野菜・花き生産者については、生産経費に対し支援してまいりたいと考えております。

なお、これらの支援策に関連する経費につきましては、来る3月8日に補正予算を追加提案させていただく予定でありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 後藤健君。

○14番（後藤 健） 認定新規就農者と、それから研修施設の修了生と大仙農業元気賞の受賞者、5パーセントのかさ上げということで、来週、補正予算を上程していただくということで大変ありがとうございました。もちろんですけど、それらの方々への支援の漏れが当然ないような周知をお願いしたいということ一点と、それから、つぶれたビニールハウス、当然撤去することになると思うんですけども、そういった撤去なんかもやっぱり地元の業者さん、いくらでも撤去してくれる業者さんいると思うんで、当然、再建ということが、スピードということが第一なんでしょうけれども、なるべく地元の業者さんが対応できるような指導といいますか、そういったことも考慮していただければなというふうにも思います。

併せて、昨日でしたか、ビニールハウスの設置の研修会をされたようですけども、新設についても地元の業者さん、対応できる業者さんいると思いますので、その辺も考慮いただいて指導していただければなというふうに思います。

答弁をお願いします。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 後藤健議員の再質問にお答え申し上げます。

まず今のかさ上げ支援、通常の方々には5パーセントのかさ上げ、そして先程ご指摘ありました元気賞受賞者、認定新規就農者、それから、新規就農者研修施設修了者については、トータルで10パーセントのかさ上げをするということについて、こうした制度をしっかりと活用していただきたいということで周知に努めてまいりたいというふうに思います。

それから、今、パイプハウスの関係で撤去、それから新設の場合も含めてですけども、地元業者というようなことで、地元業者が携わることができるようにということで、それについても、そういった形で推進してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 次に、2番の項目について質問を許します。

○14番（後藤 健） 次に、道路除雪の際の雪寄せ場についてであります。

降った雪は除雪し、あるいは排雪をしなければ私たちの生活は立ち行かなくなりますので、当然に道路あるいは各家庭では除雪をするわけでございますけれども、それら除雪した雪をため、そのためた雪を捨てる場所として、大仙市では市民の皆様解放されている雪捨て場と市民の方が提供してくださっている道路除雪の際にためられる田んぼや畑、空き地などを利用した雪寄せ場があります。今冬の豪雪によって市民に開放されている雪捨て場は、大曲地域や協和地域で満杯になり、閉鎖された場所があるほか、閉鎖までいかなくとも、やはり例年に比べると捨てられている雪が多いとの印象を受けております。雪捨て場がそのような状況であることから、市内に約3千カ所あると伺いましたけれども、これも全ての雪寄せ場を確認したわけではないですけれども、今冬の雪の量を考えると、道路除雪の際の雪寄せ場も、やはり同じように例年に比べて雪が多くなっていることは容易に想像ができます。今回はこの道路除雪の際にためられる田んぼや畑、空き地の雪寄せ場について取り上げて質問をいたします。

これは今冬のような豪雪時に限らず例年であっても同様のことが言えますが、雪寄せ場の問題としてやはり大きく挙げられるのは、春が近づいてもなかなか解けない雪と寄せられた際に混入するごみの問題があります。特に農地では、いつまでも雪が残っていると春先の作業に支障を来す場合もあり、また、雪が解けた後に混入したごみが農地に

残ると、その後の農作業全般に影響を及ぼすこともあって、雪寄せ場として提供してくださっている方に大きなご迷惑をお掛けすることになってしまいます。もちろん空き地であっても雪やごみが残っていてもいいはずはありません。

そこでお伺いいたしますが、そうして除雪への協力の気持ちから提供してくださっている民地の雪寄せ場について、少なからずご迷惑をお掛けしていることから、冬期間だけでも固定資産税減免の措置をとるべきと考えますが、市当局の見解を伺います。

また、それら春になっても解けない雪と混入して残されたごみについて、市としてどのような対策をとっているのか、以上2点伺います。

○議長（金谷道男） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 後藤健議員の二つ目の発言通告であります道路除雪の際の雪寄せ場に関する質問につきましては、建設部長に答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（金谷道男） 古屋建設部長。

○建設部長（古屋利彦） 質問の、道路除雪の際の雪寄せ場についてお答え申し上げます。

はじめに、雪寄せ場につきましては、近年の降雪状況として市街地を中心に集中的な降雪が多くなる傾向にあり、道路に降り積もった雪の排雪に苦慮していることから、土地を提供いただいている所有者の方々には大変感謝しているところでございます。

本市においては、市全体で4,089路線、1,776キロメートルの機械除雪路線を抱えており、その中で道路除雪の際、押し場の無い雪について雪寄せ場を設け、除雪が落ち着く2月末頃まで一時堆雪しているところでございます。

現在、市全体の雪寄せ場は、市直営及び委託除雪路線、合わせまして3,147カ所ありますが、その提供については、地権者のご厚意により無償で使用させていただいております。

議員からご指摘のありました固定資産税の減免につきましては、令和元年に策定しました「大仙市雪対策総合計画」実施計画の中でも、堆雪場確保事業として検討した経緯もございますが、固定資産税の減免に必要な無償の土地貸借契約を締結するためには、全ての箇所での正確な土地評価額や地権者情報を知る必要がありますが、国土調査が行われていない地域などでは、現地と登記情報の照合が非常に困難であることが判明しております。

また、雪寄せ場として使用している土地以外についても、除雪の際、通常的に道路からはみ出た雪や飛ばされた雪が堆雪している場所もあり、その所有者についても何らか

の措置を講ずる必要があることから、効率的で公平な実施が困難であるとして事業化を断念したところでございます。

このことから、雪寄せ場の使用につきましては、今後も引き続き所有者からご理解とご協力をいただけるよう、パトロールの強化や除雪業者との連携を図りながら管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、雪寄せ場の雪やごみの対応につきましては、例年、市の直営及び委託除雪路線とも2月の下旬より積み上がった雪の山を崩したり、排雪作業を3月下旬まで行い、その後、雪解けを待ち、ごみの回収を行っておるところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、急激な雪解けにより重機が農地などに入ることができず、雪消しが不十分であったり、作業の遅れにより雪に混入したごみの回収が農作業時期に間に合わず、たびたび苦情を受けていることも事実であります。

このことから、特に今年は降雪が多く、雪やごみの処理に時間を要すると予想されますので、現在実施している作業を迅速に行い、農作業等への影響が出ないように努めてまいります。

以上です。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 後藤健君。

○14番（後藤 健） その固定資産税の減免については、ちょっと様々、効率性、公平性の観点から難しいというような話でありまして、その後の雪寄せ場の対応、雪崩しているんですか、雪崩しであったりごみ拾いであったり、市の職員、あるいは委託業者の方に非常に難儀を掛けていることだとは思いますが、全てを取り除くというのは、雪でもごみでも全てを取り除くというのはやっぱりなかなか難しいことではあると思いつつ、どうしてもその土地の提供者の方にご迷惑をお掛けしているのはやっぱり事実だと思うんですね。やはり雪解けが遅かったり、ごみが残っていたり、全てを取り除くことが多分不可能だと思いますので、ご迷惑をお掛けするというのはやっぱりこれ事実だと思いますので、言い方あれですけども、提供した人だけが損をするというような状況に陥っていると僕は感じてるんですね。そういった面で、やっぱりどこでその迷惑を緩和するかならば、やっぱりその固定資産の減免であったり、何かその提供している方にメリットといいますか、ないと、本当に提供し損で終わるのは非常にかわ

いそうだなというふうな思いがありまして今回この質問をさせていただいたんですけれども、その辺どうですかね、様々地権者情報の調査ですとかいろいろ難しい面はあるようですけれども、もう一度その辺精査していただいて検討していただくことできないですかね。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 後藤健議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、土地提供者の皆さんには本当にご迷惑をお掛けしているというご指摘ですので、まずその点については、やはりしっかりとごみとかですね、実害がもし与えているとすれば、それはしっかりと復旧しないといけないというふうに思っていますので、まずはそれを第一に、ごみの回収、また、崩れたり何たりした場合には、その実害を与えた場合のその復旧もしっかりやるということが、まず最低限のことだと思いますし、また、今、固定資産の減免のご指摘のとおりなかなか難しいところもありまして、同じように借上料を払うにしても同じような問題が起きるということでありました。重々私どもも感謝申し上げているんですけども、口ばりという状態になっているので、何かしら感謝のしるしを示す、できるようなことをちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） これにて14番後藤健君の質問を終わります。

【14番 後藤健議員 降壇】

○議長（金谷道男） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、来たる3月8日、本会議第4日を定刻に開議いたします。
ご苦労様でした。

午前11時29分 散 会